

2025 年 1 月 24 日

経済産業省 GX グループ

脱炭素成長型経済構造移行投資促進課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「GX2040ビジョン（案）」に対する意見について

2024 年 12 月 27 日付で意見募集が開始された「GX2040ビジョン（案）」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「GX2040ビジョン（案）」に対する意見

(総論)

- ・2023年7月の「脱炭素成長型経済構造移行戦略」（GX推進戦略）策定以降、さらなるDX・電化の進展に伴う電力需要の増加や経済安全保障上の要請に加えて、カーボンニュートラルの実現に必要とされる革新技術の導入スピードやコスト低減の見通しなど、様々な将来見通しに関する不透明性が高まるなか、GXに向けた投資の予見可能性を高め、より長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン（案）」を策定いただくことは時宜にかなったものであり、歓迎する。
- ・技術的な不透明性や大規模な投資の必要性など、GX投資の実現に向けては民間事業者や民間金融機関だけでは取り切れないリスクが存在するため、政府関係省庁をはじめGX推進機構、産業界、銀行をはじめとする民間金融機関が一体となった取組みを推進することが必要であり、引き続き、産官金が一体となった取組みを進めるうえで、次の各論についてご検討いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
1	7、8	2. (2) 4) GXにつながる市場創造 ③ GX製品・サービスの積極調達	・GX型の産業構造の転換に向けてスタートアップ企業の振興が重要であるが、技術や需要の不透明性などによる死の谷が大きな課題となっており、「GX2040ビジョン（案）」において、GXディープスタートアップの振興に関し、公共調達／民間調達の両面で需要に着目した支援に言及いただいたことを評価する。 ・スタートアップ企業と大企業がマッチングやオープンイノベーションの促進を協働して行うことは有用な取組みであると考えられる。 ・なお、国内需要に限らず、海外展開を視野に早い段階で事業計画を作成するスタートアップ企業も少なからず増加している状況を踏まえ、国内企業に限らず、海外の需要家とのマッチングを支援する取組みも検討いただきたい。
2	7、8	2. (2) 4) GXにつながる市場創造 ③ GX製品・サービスの積極調達	・GX産業につながる市場創造に関し、ご記載のとおり「将来の需要に対する継続した期待と予見性が不可欠」であり、事業者の投資判断の重要な判断要素となっている。 ・この点、「③ GX製品・サービスの積極調達」で記載のとおり、公共調達／民間調達の両面で需要に着目した支援に言及いただいたことを歓迎する。特に「公共調達の推進」による需要刺激策は非常に効果があるものと考えられる。 ・一方で、GX製品等の調達に強制力を付与するような施策に関しては、国内産業の空洞化の懸念も出てくることから事業会社の競争力をそがないような制度を検討いただきたい。

#	頁	該当箇所	意見等
3	9	2. (2) 5) 中堅・中小企業のGX ①見える化と目標設定	・CO2排出量の算定・見える化支援に関し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）等にもとづく「国の電子報告システム」に限らず、GHG プロトコルにもとづく算定方法やシステムも活用可能である点について明記いただきたい。 ・「国の電子報告システム」による算定のみが推奨される場合には、現状では温対法等にもとづく報告義務が課されていない中小企業にとって負担の増加が懸念される。例えば、サプライヤーとして GHG プロトコルにもとづく算定に取り組んでいる中小企業にとって、温対法にもとづく算定を追加的に行うことは過重な負担となる懸念がある。 ・なお、CO2排出量の算定システムに関し、「国の電子報告システム」に限らず、中小企業が自社にあったものを選択できることが望ましいと考えている。
4	10	2. (2) 5) 中堅・中小企業のGX ③支援機関等の体制構築	・中堅・中小企業の GX に関し、「地域におけるプッシュ型の支援体制の構築を進める」と記載いただいているが、中堅・中小企業の自発的な取組みを促す仕組みや、取組みの経済合理性を高めるインセンティブの付与についても言及いただきたい。 ・これまでも、自治体、省エネルギー支援機関、金融機関等が連携して CO2 排出量の算定サービスを提供している事例もあるが、中小企業では GX に取り組むメリットが十分に浸透しておらず、中小企業の取組みを支援するための更なる仕組みづくりが課題と考えられる。中小企業においても取組みの意義を理解いただいているものの、費用等の負担が重く、経済合理性が低くければ具体的な取組みにつながらないことから、プッシュ型の支援体制の構築だけでは限界があると考えている。 ・また、サステナブルファイナンス等による資金調達に関する自治体の補助制度（手数料補助、利子補給等）や認証制度についても、要件や取組みに地域差がある。わが国全体の排出量削減に向けて、全国規模での制度充実が重要であり、例えば、自治体の制度の充実化を後押しし、中小企業にとっても活用しやすい制度となるように、国がベースとなる要件を示すことなどを検討いただきたい。
5	10	2. (2) 5) 中堅・中小企業のGX ③支援機関等の体制構築	・中堅・中小企業の GX 支援に関し、「地域の金融機関や省エネルギー支援機関と連携した省エネルギーの支援体制」と記載いただいているが、地域の金融機関に限定する必要性はないと考えられるため、「地域の」を削除し、金融機関全般を対象としていただきたい。 ・なお、現在意見募集が行われている「第7次エネルギー基本計画（案）」では、「金融機関や省エネルギー支援機関とも連携した、地域で中小企業等の省エネルギーを支援する体制を構築していく」とされている。

#	頁	該当箇所	意見等
6	10、11 28～35	2. (2) 6) 新たな金融手法 の活用 5. (3) ～ (18)	・大規模な資金調達が必要となる産業分野の取組みに関しては、民間資金の動員を促進するにあたり、支援制度に加え、GX 推進機構による保証や民間保険の活用を含めた官民のリスクシェアのひな型・基本的な考え方のようなものを産業分野単位で定めることも検討いただきたい。
7	10、11	2. (2) 6) 新たな金融手法 の活用	・トランジション・ファイナンスに関し、ご記載のとおり、GX に係る多くの課題を共有するアジア諸国の GX の実現は、わが国においても重要な視点である。 ・特にアジア諸国のトランジションは黎明期であり、わが国の取組みを踏まえた連携を強化するなど、日本がガラパゴス化しないよう尽力いただきたい。 ・なお、国内とは環境が異なるなかでのリスクテイクに関し、民間金融機関が対応可能な支援の整備が必要であると考えており、ブレンデッド・ファイナンスにより、技術的なリスクに加えて、カントリーリスクや為替リスクも低減しうるような枠組みを推進いただきたい。
8	10、11	2. (2) 6) 新たな金融手法 の活用	・ご記載のとおり、GX の実現に向けて「民間では取り切れないリスク」が存在するため、GX 推進機構による取組支援が重要であり、GX に資する技術の社会実装やスタートアップ企業の活動促進を含めて、積極的な支援をお願いしたい。
9	11	2. (2) 6) 新たな金融手法 の活用	・GX 推進機構は、排出量取引制度の運営や化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収等の事業も担う公的な機関であると理解している。このような多種多様な情報や業務を取扱う GX 推進機構が、同時に「産業界・金融界・政府・自治体・研究機関等の GX 推進に向けた情報ハブ」として活動する場合には、公平性・中立性等の観点から、情報管理や情報遮断等が図られる必要があると考える。 ・また、GX 推進機構が将来的に「GX 産業政策の調査研究・発信等」に取り組むに当たっては、同機構が上記事業の規制当局として監視運営等も担っていることを踏まえると、独立性を担保する観点から、独立した機関に分離する、もしくは既存の独立行政法人に移管するなど、機能分離も検討が必要と考えられる。
10	11～14	3. (1) 1) 今後の産業構造 の転換とそれに合わ せたGX産業立地政策	・ご記載のとおり、「一般的に脱炭素電力等のクリーンエネルギーの供給拠点には地域偏在性」がある中、民間企業としての立地選択において、脱炭素電力のみを条件として優先することは難しく産業競争力の確保と脱炭素の実現の双方の観点を踏まえることが重要である。 ・すでに高度化されたサプライチェーン構造を持つ多排出産業においては、今後、産業構造の転換が必要とされ

#	頁	該当箇所	意見等
		の在り方	る可能性があるが、産業構造の転換を進める中で、電力の系統整備を含めた脱炭素電力の供給、独占禁止法等の対応を通じた企業間での対話環境の整備、新規設備投資のための既存設備の集約、それに伴う遊休地の活用に関する支援等を検討いただきたい。
11	26	5. (1) 6) CN 実現に向けた電力の事業環境整備・市場整備	・「脱炭素電源投資や系統整備等のファイナンスについては、それを支える金融機関・機関投資家等にとっても、融資・投資残高の大規模化による、リスク管理の重要性や規模管理の点等から、融資・投資を実行することへのハードルが高まってきていることが指摘されている」とされているが、ご記載の「リスク管理の重要性」は金融機関・機関投資家等にとって普遍のものであり、例示として不適切であると考え。 ・なお、この記載が旧一般電気事業者に認められていた一般担保付社債の発行に関する経過措置の終了を踏まえたものである場合には、「電力システム改革を踏まえた電気事業法の改正により、旧一般電気事業者の発行する一般担保付社債の発行に関する経過措置の終了等の資金調達環境の変化による」という説明書きの追加を検討いただきたい。
12	32	5. (9) 次世代航空機	・航空インフラの国内維持は国際競争力の観点はもとより経済安全保障の観点からも非常に重要である。 ・特に MRO に関しては、今後、航空機での SAF 活用に伴い MRO 含めた一体型のサプライチェーン構築が必要であり、日本のプレゼンスを高めるため、MRO の立地支援も含め支援を検討いただきたい。
13	35～46	6. 成長志向型カーボンプライシング構想	・成長志向型カーボンプライシング構想について、その重要性は理解するものの、対象事業者の経営・実務等への影響が大きいことから、制度設計の詳細に関しては、別途、市中協議を行うなど、丁寧な合意形成を図っていただきたい。

以 上